

1月号からシリーズで、暴力団排除条項の各企業の「約款」について掲載します。今回は、旅館、ホテルの宿泊約款とその解説を抜粋したものを掲載しました。最後に、他県の相談の事例紹介しますので、是非参考にしてください。

タイトル・主な内容

旅館・ホテル(宿泊約款)の抜粋による作成事例

宿泊契約締結の拒否

第1 当旅館、(ホテル)は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結について応じない者とします。

- 1 宿泊しようとする者が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業団体又はその関係者、その他反社会的勢力であると当旅館(ホテル)が認める場合。
- 2 宿泊しようとする者が暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であると当旅館(ホテル)が認めた場合。
- 3 宿泊しようとする者が法人でその役員のうち暴力団員に該当する者であること。
- 4 宿泊しようとする者が、他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をした場合。
- 5 宿泊しようとする者が、当旅館(ホテル)若しくはその従業員に対し、暴力的要求行為を行い、又は合理的範囲を超える負担を要求した場合。

解説：宿泊約款における暴力排除条項

旅館業は、その公共的性質から、旅館業法第5条により、原則として宿泊拒否を禁止されています。しかし、同条各号に拒否禁止の例外が規定されており、正当な理由による宿泊拒否は何ら妨げられるものではありません。

この件について厚生労働省健康局生活衛生課長は、「暴力団等反社会的勢力は、旅館業法第5条第2号に規定する『宿泊しようとする者が賭博、その他の違法行為又は風紀を乱す行為をする虞があると認められるとき』に該当すると解釈され、また、宿泊約款にいわゆる暴力団排除条項を整備するよう警察が指導することは問題ない」旨の見解を示している。(平成18年6月22日付け健衛発第0622001号)。

以上からも、旅館・ホテルにおいて暴力団等反社会的勢力に対する宿泊サービスの提供拒否は適法な行為であると考えられます。

今回は、旅館、ホテルを対象にした宿泊約款とその解説を抜粋したものです。この約款が全てではありませんが参考にしてください。(次回、旅館、ホテルの契約解除権と解説を掲載します。)

<暴追> 他県の相談事例 表題:暴力団組員に対する来店拒否の相談事案

某宿泊施設内にある飲食店に不定期的に飲食に来る暴力組員に対し施設側から来店拒否を伝える方法等の相談を受理した。

「対応結果」

暴追センターでは、相談者と警察を交えて検討し、警察側から暴力団組員に対し、施設側の意向を伝え、来店しないことを確約させて解決した。

